

※※※※※※※※※※※※※※
※
※ 定 款 ※
※
※※※※※※※※※※※※※※

株式会社力カクコム

2004年6月25日改正
2005年6月28日改正
2006年6月28日改正
2007年6月27日改正
2008年6月27日改正
2008年7月1日改正
2009年6月24日改正
2010年6月25日改正
2011年6月23日改正
2011年8月1日改正
2012年6月26日改正
2013年4月1日改正
2013年9月1日改正
2014年6月24日改正
2015年6月24日改正
2022年6月16日改正

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社カカクコムと称し、英文ではKakaku.com, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 広告宣伝の情報媒体の販売
2. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
3. コンピュータ及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務
 - (1)開発、製造及びその設備投資
 - (2)販売、輸出入及び仲介
 - (3)保守及び修理
 - (4)運用及び要員派遣
 - (5)計算受託業務
 - (6)リース及びレンタル
4. 情報処理サービス及び情報提供サービス業
5. 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
6. 通信システムによる情報の収集、処理及び販売
7. 通信販売業
8. 経営コンサルタント業務
9. 市場調査に関する業務
10. 電話加入権の売買
11. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、開発、販売及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理
12. 古物売買業
13. 旅行業法に基づく旅行業
14. 旅行代理店業
15. 放送法による各種放送事業及び放送関連技術の開発、製作、指揮及び販売
16. 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託
17. 不動産の鑑定業
18. 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業及び職業安定法に基づく職業紹介事業
19. 企業の求人・採用・育成活動に関する各種支援業務
20. 金融業
21. 投資業
22. 電気通信事業

- 23. インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
- 24. インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業
- 25. インターネットによる販売者のクレジットカード等を利用した当事者確認の事務代行の事業
- 26. レストラン、飲食店、ホテル、旅行、劇場、映画館、遊技場施設及びスポーツ施設を利用する権利の売買及びそれら施設利用の割引カードの発行業務、普及・発展及び広告に関する業務、調査及び指導業務、加盟店の管理に関する業務
- 27. 外国為替取引業務
- 28. 金融商品仲介業
- 29. 金融商品取引法第2条第8項に規定する金融商品取引業
- 30. 集金代行業
- 31. 損害保険及び保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- 32. 陸上運送業務、海上運送業務、航空運送業務、荷役作業請負業及び倉庫業務
- 33. 銀行代理業
- 34. 貴金属証拠金取引業
- 35. 商品先物取引業
- 36. 物品の企画、製造及び販売
- 37. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式等

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、768,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主の権利行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(下方修正条項付転換社債型新株予約権付社債の発行)

第11条 当会社は、下方修正条項付転換社債型新株予約権付社債を株主総会の決議を得なければ発行しない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果はならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は11名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は、当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

- ② 取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる。

(中間配当の基準日)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第18条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。